

補助対象工事

補助対象工事は、次のいずれかに該当する者（本市内に本店、支店、営業所、事業所等を有する法人又は個人に限る）と契約する工事でなければなりません。

1	○建設業法 別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者
2	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条第1項の登録を受けた者

次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない

1	○補助金の交付を決定する前に着手した工事
2	○補助対象危険空き家等の一部を除却する工事
3	○その他市長が不相当と認める工事